

平成14年第2回取手市議会定例会議事日程（第1号）

平成14年6月6日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第38号 取手市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第39号 取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第40号 取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第41号 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第42号 取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第43号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第44号 平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 報告第3号 平成13年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
- 日程第11 報告第4号 平成13年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
- 日程第12 報告第5号 平成13年度財団法人取手市都市開発公社決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市都市開発公社事業計画について
- 日程第13 報告第6号 平成13年度取手市土地開発公社決算報告書並びに平成14年度取手市土地開発公社事業計画について
- 日程第14 報告第7号 平成13年度財団法人取手市高齢者福祉事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市高齢者福祉事業団事業計画について
- 日程第15 報告第8号 平成13年度財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市文化事業団事業計画について
- 日程第16 報告第9号 平成13年度財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

平成14年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜	会 議	時 刻	議 事
1	6 / 6	木	本会議	午後1時	開会、議案上程、提案理由説明、質疑
2	6 / 7	金	本会議	午前10時	一般質問
3	6 / 8	土	休 会		
4	6 / 9	日	休 会		
5	6 / 10	月	本会議	午前10時	一般質問
6	6 / 11	火	本会議	午前10時	一般質問、議案質疑、請願、陳情、付託
7	6 / 12	水	委員会		常任委員会
8	6 / 13	木	委員会		特別委員会
9	6 / 14	金	委員会		特別委員会
10	6 / 15	土	休 会		
11	6 / 16	日	休 会		
12	6 / 17	月	休 会		(議事整理日)
13	6 / 18	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

議事の経過

○

午後 1 時 0 4 分開会

○議長（関根豊君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。よって平成 14 年第 2 回取手市議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

遅刻届、5 番海老原一雄君、22 番大野圭一君から出ております。

会議に入るに先立ち、全国市議会議長会及び関東市議会議長会より、15 年表彰として斉藤勝久君、高木晶君、小笠原俊郎君に、10 年表彰として染谷茂夫君、長塚忠一郎君、増田剛人君、斉藤功君、秋元賢治君、幡哲夫君あてに表彰状が送られておりますので、この際その伝達を行います。

〔表彰状伝達〕

○

○議長（関根豊君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

幡哲夫君より特に発言を求められておりますので、この際これを許します。幡哲夫君。

〔12 番幡哲夫君登壇〕

○12 番（幡哲夫君） 過日の私のおやじの葬儀に際しましては、遠方から、また御多用なところ御参列いただきまして、まことにありがとうございました。また、たくさんの御奉仕も賜り、甚だ恐縮しております。私としては純然たる個人的な事柄というふうにとどめたかったのですが、必ずしもそうもいかない事情もございました。私ども家族の者も、くれぐれも皆様方よろしくとのことでした。どうもありがとうございました。本席をおかりしましてお礼を申し述べさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関根豊君） この際、諸般の報告をいたします。議会事務局次長榎本光男君。

〔議会事務局次長榎本光男君登壇〕

○議会事務局次長（榎本光男君） 諸般の報告を申し上げます。

市長より 5 月 30 日付、取市発第 55 号にて送付されました議案については、過日既に送付しましたので、本日御持参いただいていることと存じます。

次に、市長より、本日付、取市発第 61 号にて議案の一部訂正についてが提出され、各議席に配付いたしましたので、訂正をお願いいたします。

次に、本日の議事日程表、今定例会の会期日程表、今定例会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員一覧表並びに一般質問通告書の写しを各議席に配付してありますので、お調べ願います。

以上です。

○議長（関根豊君） これより本日の会議を開き、議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

○

会議録署名議員の指名

○議長（関根豊君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、

1番 角 田 知 巳 君

2番 岡 部 正 敬 君

を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

○

会期の決定

○議長（関根豊君） お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月18日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの13日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付した案のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3、議案第38号、取手市監査委員条例の一部を改正する条例について、ないし日程第8、議案第43号、字の区域の変更についての6件を一括議題といたします。

○

議案第38号 取手市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第39号 取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例について

議案第40号 取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

議案第41号 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結について

議案第43号 字の区域の変更について

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 議案の提案理由の説明をするに先立ちまして、4月以降からの状況等につきまして、一言申し上げたいと思っております。

去る3月30日に開催されました第7回の「とりで桜まつり」であります。当初の日程では余りにも早過ぎるというような心配もあったわけですが、例年はない桜前線の北上ということで、晴天にも恵まれ、花吹雪の中で盛り上がった桜まつりができたということでもございます。

御案内いただいた皆さんも多いと思いますが、例年のごとくとは言いながらも、大勢のボランティアの皆さん、各種団体等の中でいろいろな催しができ、なお、フリーマーケット等も大きなにぎわいの中で市民の交流ができ、大変有意義な一日であったかなと、こう思っております。総勢は1万有余名かなと、こんな見方もされておりますが、本当におかげさまということであります。

なお、4月28日には、緑地運動公園において、これまた御案内のように青年会議所の皆さんが軸となつての「第25回こども天国」であります。この日も本当におかげさまといひましょるか、いいお天気の中で、たくさんの親子連れの皆さんが盛りだくさんの催しですね。婦人会の皆さんを初めとする各種のあした屋台等にもぎわいながら、家族連れ、そしてまた利根川の体験クルーズということでは、「はるかぜ」の利用も例年のごとく大勢の皆さんに有意義に利用されたかなと、こんな思いでもございます。

さらにまた、5月11日には、市之代の農業ふれあい公園というようなことではありますが、こども市内の子供さん、親子連れ、そして台東区の方からも大勢参加をされまして、その数250数名ということではありますが、田んぼいっぱいの人数でありましたが、大変にぎわいの中でいいお米づくりの体験学習ができたかなと思っております。

特に台東区の方からは、毎年おいでにはなっておりますが、新しい方も多いいようなこともあつて、土の感触ということで、地元にいる私たちとは違つた、農業に対する新たな眼差しも感じられたと、こういうことでもございます。

さて、ここのところ毎日、日韓共同開催のワールドカップは、申し上げるまでもなく御案内のとおりであります。日本も勝ち点1といふようなことで、次なるロシアとの9日の戦いということでもございますが、競輪場の大スクリーンでの映像にもぎわっていると、こういうことでもございます。

なおまた、インターハイについては、これも議会の皆さんの特段の御理解、御協力もいただきながら、着実に万全を期してといふことで、2種目、トラック競技と空手道といふようなことでの楽しみがありますが、郷土の選手もかなりレベルが高いといふことで、メダルへの期待が高まっていると、こういうことでもあります。

そしてもう1つつけ加えたいのは、例年の楽しみにしておりましたホテルが本当によく、幽玄の光といひましょるか、ホテルの光がたくさん見られまして、まだ見られますので、どうぞひとつ夕方8時ごろの時間には必ず見られますので、お出かけをと申し添えておきます。

それでは、議案第38号から議案第43号までの6件を一括いたしまして、議案の提案の理由を御説明申し上げます。

まず、議案第38号であります。取手市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法が一部改正されまして、本年9月1日から施行されることになりました。これに伴い、本条例で引用している条項（第243条の2第4項）に移動があつたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号、取手市減債基金設置条例等の一部を改正する条例についてであります。

預金保険法等が一部改正され、本年4月からペイオフが解禁されたことに伴い、地方公共団体の公金預貯金についても元本1,000万円とその利息を超える部分に保護措置がなくなり、地方公共団体の自己責任による対応が求められております。

このような状況の中で、市の基金に属する現金の預金保護策として、有価証券による運用規定及び基金は、特定の目的のために積み立てられており、その目的以外で取り崩すことができないため、預金債権と借入金債務との相殺を可能とするための繰りかえ運用規定を新たに追加するため、取手市減債基金設置条例、その他10条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号、取手市国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてであります。

昭和36年4月から開始された国民年金印紙による保険料収納事務も40年間実施されてきましたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴い、国民年金施行令（昭和34年政令第184号）が改正され、平成14年4月より全国一律どこでも納められる納付書となり、直接社会保険庁に納付することになりました。したがって、印紙購入の必要性がなくなったため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第41号、取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員の退職報償金を増額し、団員の処遇改善を図る策として消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成14年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号、取手市立取手小学校体育館改築工事請負契約の締結についてであります。

取手小学校は、明治6年に創設され、昭和33年に校舎棟を現在地に新築して以来43年が経過しており、老朽化が進み、構造耐力・設備等の不具合が多く発生し、教育環境に適した施設構成が保てない状況であり、平成2年度及び平成11年度に耐力度調査により危険校舎に認定され、全面改築となりました。

校舎棟につきましては、平成12年度及び平成13年度の2カ年事業により、旧校舎棟の解体を含めた新校舎棟改築工事が完了しまして、平成15年3月、全体完成を目指し、今年度は体育館改築工事を行うものであります。

議案内容に記載のとおり、株式会社松村組との間に体育館改築の工事請負契約を締結いたしたく提案するものであります。

次に、議案第43号、字の区域の変更についてであります。

取手市戸頭地区土地区画整理事業の施行に伴い、戸頭字中作、供平、大明神の一部の区域を区画道路等の公共施設をもって変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第38号から議案第43号までの6件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 以上で各議案に対する説明は終わりました。

日程第9、議案第44号、平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○

議案第44号 平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 議案第44号、平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）の提案の理由を御説明申し上げます。

補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,878万5,000円を増額し、予算総額を251億7,878万5,000円とするものであります。

歳出における主な補正内容についてであります。総務費の総務管理費においては、「利根川ふれあいサミット」開催に伴う実行委員会への委託料250万円を計上いたしました。

民生費では、介護予防拠点整備事業として旧東口区画整理事務所会議室を解体した跡地に「いきいきプラザ」を建設し、戸頭西小学校内に「げんきサロン戸頭西」、稲小学校内に「げんきサロン稲」を整備するための経費1億6,113万8,000円を計上いたしました。

衛生費の保健衛生費につきましては、取手市新エネルギービジョン策定に要する経費1,054万4,000円を計上いたしました。

教育費では、児童・生徒の教育活用資金として寄附があったことにより、小学校保健衛生に要する経費6万9,000円の増、中学校保健衛生に要する経費3万4,000円増を計上するとともに、社会教育費において、アートギャラリー開設記念事業「芸能人の多才な美術展」を開催する経費450万円計上いたしました。

次に、歳入の主な補正内容であります。使用料及び手数料につきましては、6月にオープン予定のアートギャラリー使用料65万円を計上し、国庫支出金では、介護予防拠点3カ所の整備補助金1億4,236万6,000円を計上いたしました。

県支出金では、介護予防・生きがい活動支援事業補助金62万2,000円、自転車競技振興事業補助金300万円をそれぞれ計上いたしました。

繰入金は、財源充当の変更により財政調整基金繰入金300万円減額し、国民年金収納事務が国に移行したことにより国民年金印紙購入基金の廃止に伴い、国民年金印紙購入基金繰入金2,000万円を計上いたしました。

諸収入において「芸能人の多才な美術展」入場料450万円及び地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金1,054万4,000円を計上いたしました。

以上、議案第44号、平成14年度取手市一般会計補正予算（第1号）の提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 日程第10、報告第3号、平成13年度取手市一般会計予算の繰越明

許費に係る繰越計算書について、ないし日程第13、報告第6号、平成13年度取手市土地開発公社決算報告書並びに平成14年度取手市土地開発公社事業計画についての4件を一括議題といたします。

○

報告第3号 平成13年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

報告第4号 平成13年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

報告第5号 平成13年度財団法人取手市都市開発公社決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市都市開発公社事業計画について

報告第6号 平成13年度取手市土地開発公社決算報告書並びに平成14年度取手市土地開発公社事業計画について

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 報告第3号から報告第6号までの4件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、報告第3号、平成13年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。

本件につきましては、公共施設案内板設置工事ほか7件の繰越事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第4号、平成13年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。

本件につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費、都市計画道路3・5・20号整備事業に要する経費として年度内に完了することができなくなったことから、平成13年度の繰越明許費として御承認をいただいておりますが、このほど繰越計算書を調製いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第5号、平成13年度財団法人取手市都市開発公社決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市都市開発公社事業計画についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公社より報告を受け、議会に御報告申し上げます。

平成13年度の主な事業は、昨年に引き続き、遠道前土地区画整理事業地内の土地の譲渡でありましたが、現在の経済不況の中では、残念ながら成約には至りませんでした。

なお、決算につきましては、貸借対照表及び損益計算書に表示したとおりでありますので、御参照願います。

平成14年度の主なる事業は、昨年に引き続き、遠道前土地区画整理事業地内の土地譲渡であります。

次に、報告第6号、平成13年度取手市土地開発公社決算報告書並びに平成14年度取手市土地開発公社事業計画についてであります。

本件につきましても、土地開発公社より報告を受け、議会に報告申し上げるものであります。

平成13年度事業の主なるものは、取得事業では、公有用地取得事業として、都市計画道路3・5・20号線用地取得事業ほか2件で約6,200万円の土地の取得がありました。

さらに、代行用地取得事業として、都市計画道路3・2・40号線用地取得事業（その3）で約1億700万円の用地取得がありました。

譲渡事業では、公有用地の処分として、都市計画道路3・5・20号線及び台宿西地区整備に伴う用地取得事業ほか3件で約4億500万円の用地譲渡があり、その中で、都市計画道路3・4・3号線道路改良事業（寺田工区）の譲渡事業がすべて終了いたしました。

代行用地の処分では、生活排水汚濁水路浄化施設用地を約3,100万円で譲渡し、この事業もすべて終了いたしました。

なお、決算につきましては、貸借対照表及び損益計算書に表示したとおりでありますので、御参照願います。

平成14年度の主なるものは、土地の取得事業としましては、引き続き（仮称）おおとね取手市民の森整備事業（その2）並びに都市計画道路3・2・40号線（市道0127号線及び市道2774号線）用地取得事業（その3）、さらに都市計画道路3・5・20号線用地取得事業、新規事業としましては、都市計画道路3・4・3号線（市道0114号線）用地取得事業であります。約2億7,000万円を予定しております。

土地の譲渡事業としましては、都市計画道路3・2・40号線用地取得事業及び都市計画道路3・5・20号線用地取得事業で1億1,100万円を予定しております。

一方、公社におきましては、金融機関からの借り入れ利息の削減を昨年に引き続き努力しております。13年度は、市外の大手金融機関の入札への指名並びに固定金利を採用し、借入金の減額に努め、低金利の借り入れを実現させております。今後も、土地の利用計画を十分検討の上、地域振興のために用地取得・処分を計画的に進めてまいります。

以上、報告第3号から報告第6号までの4件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 遅刻届のありました大野圭一君が出席いたしました。

以上で各案件についての説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

○24番（高木晶君） 日程第13、報告第6号、土地開発公社について質疑をいたします。

土地を取得したものについて計画的に今後も処分していくというような報告がございましたが、この資料でいきますと8ページと9ページの中で、結構土地を公社で取得をしてから年数がたっているものがたくさんありますが、一般的には5年過ぎると塩漬け土地というふうに言われていますけれども、その中で一番上の都市計画道路3・5・20号線及び台宿西地区整備に伴う用地

取得事業についてお尋ねします。これは平成2年の11月に取得をして、3・5・20号線にかかわるところについての処分が進みましたが、今年度の末の残高で3・5・20号線にかかわる土地の処分はすべて終了するというので、残る土地は1,200平米、簿価で9億5,000万の土地が残ってしまう。それが台宿西地区整備に伴う用地ということになっていると思いますが、この西地区整備が現在計画が頓挫をしたといいますか、棚に上がったといいますか、中止をしたというふうには聞いていませんが、恐らく先には行かないだろうと。その際に、不良資産というふうなことになるのではと。この処分の方法、活用の方法について検討されているのだろうと思いますが、検討されていなければ、検討すべきだというふうに考えますので、見解をお尋ねしたいと思います。

それから、次のページの代行用地ですが、新取手公民館建設用地取得事業、これも平成5年に取得して、はるかに7年、8年過ぎましたけれども、この計画の具体化はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 台宿西地区であります。御指摘のように事情が事情であります。なかなか踏み込んでの進め方というのには、十分地元との関係、さらにはまた議会の皆さんとの協議も必要だと、こう思っております。いずれにしましても、回遊性ということでの今、東口から一高に上がり、そして常磐線をまたぐ四ツ谷橋、さらにC街区の方への都市計画道路ということで、その一円の延長線上に西地区の方の区画整理事業というものが考えられてきたわけでありまして、あのままでよろしいということではありませんけれども、十分これは今日的な経済環境もございますので、協議、検討の必要ありと思っております。

公民館につきましても、区画整理事業も進められ、用地の確保もできているということでもありますので、これまた地元の方との協議もあり、関連した集会所等との協議といいたしでしょうか、十分にその辺も地元との協議を進めていきたいと思っております。

なお、補足的には担当部長の方から申し上げたいと思っております。

○議長（関根豊君） 補足答弁を求めます。都市整備部長長塚治君。

〔都市整備部長長塚治君登壇〕

○都市整備部長（長塚治君） 台宿西地区のこの用地の整備の計画でございますが、3・5・20号、これが東口駅前から一高前の県道までの工事につきましては、平成15年に考えてございます。ですから、平成15年には完成を考えておりまして、この道路と今の土地につきましては一部を接してございます。段差が、高いところだと、およそ5メートルから6メートルぐらいの道路とこの用地の差がございまして、ここにつきましては公社の名義だけじゃなく、個人の方の土地もございまして、この道路整備にあわせまして、その段差を解消しながら、解消するということは土盛りをしながら、土地の利用等、その地権者さんと一緒に考えたいなということで今考えております。ただ、具体的にどんな土地利用をするかは今のところまだそこまでは行ってございません。

以上でございます。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

○10番（林京君） 林京です。都市開発公社のことでお聞きしたいんですが、余り自分でもよくわかっていないので、間違った質問をしていたら、そのように指摘をしていただきたいと思いますと思うんですが、都市開発公社というのは、土地の高騰に際して、いわゆるバブルのときに土地を確保するために、早目早目というふうなことのためにできたというふうにシステムの目的を聞いていたように思うんですね。だけど、今持っているものが、さっき言ったように去年もことしも遠道前の土地、この447平米のところを売るんだけど、売れていないというふうなことで、今持っているものが不良債権化していくというふうな形があるんじゃないかということ、市の財産として目的を持って確保していれば、別に価値の変動があってもいいんだろうとは思いますが、高木議員の質疑からすると、目的が定まっても塩漬けということもあり得るようなんですけれども、やはりこういう形でいいのか。売るために持っているというふうなシステムがいいのかなというふうに思うんですね。

そして、なぜ私がこういう質問をするかという、今、本当にバブルがはじけて土地が大変な安値になっているものですから、区画整理事業や何かで解散をできないところが出てきて、そういうのを買ってあげたりするような利用のされ方がされないのかなとか、そういう心配があるので質疑をするんですけれども、間違っていますでしょうか、質疑の仕方が。ちょっと教えてください。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 御答弁申し上げます。

この公社も制度的に理事制度をとっておりまして、理事会という議を経てのそうした対応ということが建前になっておりまして、ただいま御指摘の遠道前もぜひ欲しいという方があったわけですが、市民ならばとうにその場で決まるものが、1つの組織、仕組みの中では、残念ながら時期を逸して、先方さんの方では別途よその方を取得されたと、こういうことがございまして、そうした今の経済情勢でありますので、今度は事前に理事会等においても、緊急の場合とはというようなことでの事前の相談、協議、了解というようなことなども考えておく必要があるのかなと、そんな思いもします。

区画整理事業等につきましても、行政と関連するような関係においては、これまたやはりまちづくりの中の大きな取り組みでありますから、その辺は物件等の現地、現場の状況もございましょうから、それらの具体的なもの等については十分に検討させてもらうということであろうかと思えます。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

日程第14、報告第7号、平成13年度財団法人取手市高齢者福祉事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市高齢者福祉事業団事業計画について、ないし日程第16、報告第9号、平成13年度財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についての3件を一括議題といたします。

○

報告第7号 平成13年度財団法人取手市高齢者福祉事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市高齢者福祉事業団事業計画について

報告第8号 平成13年度財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第9号 平成13年度財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

○議長（関根豊君） 提案理由の説明を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 報告第7号から報告第9号まで3件を一括しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、報告第7号、平成13年度財団法人取手市高齢者福祉事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市高齢者福祉事業団事業計画についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、高齢者福祉事業団より報告を受けましたので、議会に御報告を申し上げるものであります。

高齢者福祉事業団は、取手市からの受託事業であります高齢者運動会や敬老まつり等の生きがい対策事業、あけぼの・かたらいの郷の施設管理事業、そして住民参加型在宅福祉サービス等の独自の事業を展開しております。

平成13年度は、新たに身体障害者に対するデイサービス事業を受託事業として実施をし、年間延べ2,500人の身体障害者が入浴やリハビリ、各種講座のサービスを受けられました。ことしもさらなる事業の充実を目指してまいります。

平成14年度におきましては、健康増進教室や陶芸教室を新たに実施し、高齢者の生きがいの向上を目指して努力をしております。

次に、報告第8号、平成13年度財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。

平成13年度の決算につきましては、主に市民会館、福社会館の維持管理を行い、一般会計におきましては約9,800万円の歳入歳出決算となっております。

両施設の平成13年度利用状況であります。市民会館においては5万3,000人、福社会館では20万1,000人、合わせますと25万4,000人余の利用状況になっております。多くの利用者の利便性を考慮し、平成13年度も市民会館の空調設備等の改修を進めてまいりました。

市からの委託事業といたしまして、市美術展など3事業を行い、5,200人の入場者がありま

した。

自主文化事業につきましては、約2,700万円の歳入歳出決算となり、7事業を実施し、約4,600人の方に幅広い分野の催し物を鑑賞していただきました。

平成14年度事業につきましては、一般会計9,300万円の予算において、利用者の皆さんに不便を来さないよう会館の改善に取り組んでまいります。

文化事業につきましても、市からの委託事業として市美術展、市民音楽祭の事業を行うとともに、自主事業につきましても、より多くの皆様に鑑賞していただけるよう幅広い分野で事業を実施してまいります。

次に、報告第9号、平成13年度財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに平成14年度財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。

取手市健康福祉医療事業団の取手市域における役割は、介護老人保健施設として市民の健康と福祉の増進に寄与することであります。

事業の運営におきましては、医療機関並びに皆様方の御協力と御支援により地域になくてはならない施設として、その役割を果たすようになりました。

平成13年度は、施設サービス及び在宅サービスの一層の充実と向上に努めてまいりました。その結果として、施設全体では延べ3万6,113人の利用者があり、より多くの市民にサービスの提供ができるようになりました。

また、居宅介護支援事業につきましては、延べ1,049人の方が利用され、介護保険のさまざまなサービスへの対応を図ってまいりました。

在宅介護支援センターは、在宅支援の市民相談窓口として延べ1,774件の相談件数がありました。

平成14年度は、利用者及びその家族により一層満足していただけるよう職員全員が鋭意努力を重ねて、さらに質の高い介護サービスを提供するとともに、介護老人保健施設として社会的役割を果たしてまいります。

以上、報告第7号から報告第9号までの3件を一括いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関根豊君） 以上で各案件に対する説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

○24番（高木晶君） それでは、今御報告がありました3件について、それぞれお尋ねをいたします。

高齢者福祉事業団についてですが、この事業計画でいいますと4番に当たるというふうに思いますけれども、施設としては、あけぼのとかたらいの郷の管理運営を委託をしているということですが、ゲートボール場について位置づけを明確にした方がいいのではないかと、そういう時期に来たのではないかとというふうに考えますが、ゲートボール場といえますのは、かたらいの郷の隣接地、博物館建設用地を暫定的にゲートボールのチームの皆さんが市から借りて、ずっ

と使っています。利用者がふえてきているという現状がありますが、現在、公の施設としての管理にはなっておりませんので、若干のトラブルが出ているようです。例えば砂が必要であったり、その場合は生涯学習課。博物館用地としては生涯学習課の管理のもとに置かれているわけですが、ゲートボール場の利用者としては高齢者の皆さんということもあって、かたらいの郷の方で砂を入れるなどについては対応をされていると。ここに水道の敷設をしてほしいとか、さまざまな要望が出されていますが、歴史的な経緯もあるものですから、なかなかその対応がはっきりしないというようなことがあります。

あけぼのの敷地にあるゲートボール場は、あけぼのの施設として公の施設としての管理がなされています。河川敷にあるゲートボール場は、公園の位置づけとして所管で管理をされているんですが、かたらいの郷に隣接をしたゲートボール場だけがそういう管理になっていないということで不便が来されていますので、そろそろ公の施設としての位置づけをすべきではないかというふうに考えますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

それから、2件目ですが、文化事業団についてであります。文化事業団の事業計画の33ページに当たりますか。5の取手市の委託を受け、市民会館、福祉会館の管理運営ということになっています。この管理条例でいきますと、管理の委託の中身としては、福祉会館の使用の承認、福祉会館の維持管理その他というふうになっていますが、この使用の承認において若干のトラブルが続いています。それは利用料の問題であったり、そのほかにもあるようですが、この管理について文化事業団は民間の位置づけになっていますけれども、文化事業団の所管としては教育委員会生涯学習課ですか。公民館という位置づけもあります。公民館の位置づけでいきますと地域交流課と。同じ教育委員会の中にありますが、所管が本庁の方で2つに分かれています。建物も混合施設、福祉会館と公民館という両方の位置づけがあるものですから、窓口では、公民館としての利用をしたい市民団体が来た場合に、受けとめる側が文化事業団ですから、福祉会館条例の適用で有料を原則とするということになっています。公民館は無料ですから、その間でトラブルが起きるということで、これの整理が必要だと考えます。あわせて、文化事業団に管理運営委託の内容として、委託をしていない仕事まで文化事業団が請け負っているという実態がありますので、その辺の改善も図る必要があろうかと思えます。

3つ目ですが、健康福祉医療事業団です。この会計、財政、経営の改善については随分努力がされてきたのだらうと思えます。それで、社会福祉医療事業団からの借り入れについて、13年度一括繰り上げ償還をされました。金利の節約に努力をされた。その結果、社会福祉医療事業団に一括償還で5億5,300万繰り上げ償還されて、茨城農協から借り入れたわけですが、この金利の節約は、およそで結構ですが、どの程度節約されたんでしょうか、教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（関根豊君） 遅刻届のありました海老原一雄君が出席いたしました。

答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 御答弁申し上げます。

第1点のゲートボール場であります。かつてあの地域の皆さんが利用されておったところに、いわゆる埋蔵文化財センターができた、こういうこともありまして。隣接地にあったわけですね。あそこが使えないということで、どこか補完的にということがありまして、当時は堤防の旧跡地でありましたけれども、使える状態ではなかったわけでありましたが、建設省の特段のといひましようか、かなり経費もかかったようでありましたけれども、御協力で平面の整地ができましたので、博物館の用地であります。暫定的に御利用をいただいていると。

窓口の関係で、生涯学習課なのか、かたらいの郷、高齢者福祉事業団なのかということも御指摘ありましたけれども、通常は砂等もそうしょっちゅう入れるわけでもございません。この前ありましたけれども、そのときの判断でそうした使用上における対応がなされたと思っております、もしトラブルといひましようか、運営上における何かそごがあるようでしたら、もう少しその辺も整理をしたいと思っております、いずれにいたしましても、博物館用地としての暫定的な利用と、こういうことであります。

福祉会館の方につきましても、かねてより福祉会館であり、また文化事業団があり、中央公民館がありということで、公民館の運営につきましても、議会の皆さんからいろいろ御指摘、御指導もいただいていた経過もありますように、今のところあそこの3階にありました中央公民館の事務室は、一般の市民の方の利用の教室ということでありまして、窓口は文化事業団に一本化されているというふうになっていることでもあります。そういうふうな指示をしまして、なっていると思っております、なお、御指摘のようなことであれば、また見直すべきところがありましたら、所管の方においても早速に不都合のないように進めてまいりたいと、こう思っております。

いずれにしましても、御指摘のように公民館、福祉会館、文化事業団ということがありまして、ぜひ柔軟性をもって窓口の対応をとということでもありますので、その辺もよろしく御理解をいただきたいと思っております。

健康福祉の方は……。〔「繰り上げ償還の」と呼ぶ者あり〕所管の担当部長の方から申し上げます。なお、前段につきましても補足の方が必要でございましたら、担当部長の方から申し上げます。

○議長（関根豊君） 補足答弁を求めます。健康福祉部長北垣欽吾君。

〔健康福祉部長北垣欽吾君登壇〕

○健康福祉部長（北垣欽吾君） 補足答弁申し上げます。

繰り上げ償還等によります金利の節約分につきましては、およそ1億円となっております。

以上です。

○議長（関根豊君） 24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

○24番（高木晶君） では、もう一度質疑をいたします。

福祉会館についてですが、柔軟性を持って対応していきたいということですが、どうしても規定があいまいだと窓口で対応する職員が困ってしまいます。職員が困るだけではなくて、会場の

利用のお願いに行く市民や市民団体が困って、それぞれの立場を主張してトラブルが起きるといふふうなことになりますので、できるだけ整理が必要だといふふうに思いますが、公民館と福祉会館が同じ建物という位置づけになっていまして、それを文化事業団に管理の委託をしているということです。市の条例でいきますと、福祉会館の設置条例、公民館の設置条例と同時に使い分けるといふようなことも起きてくるんですが、それで1つ確認をさせていただきたいと思いますが、市立福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の第11条で使用料の免除をうたっています。その中で主に問題になるのは、1、2、3とありますが、2が社会教育法並びに社会教育を目的とする法令にかかわるものが使用する場合は、使用料の免除をしますといふふうに書かれています。ここで言われている、福祉会館の設置条例の規則で言われている社会教育法並びに社会教育を目的とするといふのは公民館活動、公民館を利用する団体がすべて網羅されるはずですので、すなわち、公民館利用の実績がある団体はすべて無料だといふふうに条例、規則からは整理をすることができます。この条例と規則にのっとって現場でトラブルが起きないように整理をしていただきたいといふふうに思います。

あわせて、文化事業団の定款じゃなくて約款、寄附行為でしたか、の中で、規定の中の仕事の中に入っていない、市の方から委託をされていない仕事も窓口で対応せざるを得ないものが、例えば河川敷の公園の貸し借りです。ほかにもあるかもしれませんが、そういうものについてもきちっと規定の中に入れるとか、明文化する必要があるといふふうに考えますので、その辺、今後検討していただきたいと思いますが、御答弁を伺います。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

○市長（大橋幸雄君） 再質問に御答弁申し上げます。

前段申し上げましたように、その辺の整合性は柔軟にという指示をしております。そのような今の窓口行政にはなっているわけでありまして、ならば、それは所管の方で、もしそうした条例なり寄附行為等の整合性に、また文書の中で統一されていない、整合性が図られていないといふことであれば至急に見直しを図り、職員の方にも、利用者の方にもそうした不行き届きがないようにしたい、こう思っております。

○議長（関根豊君） 1番角田知巳君。

〔1番角田知巳君登壇〕

○1番（角田知巳君） 取手市文化事業団について、多分収入役にお尋ねすることになると思います。28ページなんですが、ちょっと言葉を選んで御質問します。

基本財産積立銀行一覧を見て、私はちょっとびっくりしたというのが正直な感想です。ペイオフが解禁されて、このような形になったんじゃないかとは思いますが、収入役お尋ねします。大丈夫ですか。それだけです。だれに聞けばいいのか、ちょっとわからないんですけども。大丈夫ですかといふのを聞きしたいんですけども、以上です。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。収入役齊藤茂雄君。

〔収入役齊藤茂雄君登壇〕

○収入役（齊藤茂雄君） 御指名ですので、御答弁申し上げます。

実際の管理は事業団の事務局でやっております、発端は結城さんからの寄附金を、こういうペイオフになる前から分散して基金を定期預金にしておったということだそうでありまして、今考えられるのは、銀行は市内にはこれだけしかありませんので、1行だけ550万円をオーバーしているようですが、自己資本比率が12%程度になっておりますので、心配ないと思います。

○議長（関根豊君） 19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

○19番（貫井徹君） 貫井徹。報告第9号、平成14年度財団法人取手市健康福祉医療事業団について、これは理事の中に北垣健康福祉部長が入っていますので、ちょっとお伺いします。

早いもので10年たちまして、緑寿荘の、先ほどもございましたけれども、社会福祉医療事業団の4億、常陽銀行取手支店11億、関東銀行取手支店4億8,000万円の借り入れがまさに収れんのときを迎えているわけがございますんですけども、変動金利ということで、10年前はもちろんバブルの山をちょっと下った頃だったわけがございますけれども、変動金利6.3%、同じようにやっております、いずれにしましても、現在1.65%の変動金利でやるわけがございますけれども、最終的に1.65%が2.3%になって最後の決着を迎えるふうになっている事業計画なのでございますけれども、ペイオフが解禁になりまして、普通預金に大分資金が集中しまして、我々市民は普通預金、預貯金の金利がまた低くなっていると。そういう中で、逆に公定歩合も史上最低の中で、最後に来てまた0.65%をちょっと上げて払わなければいけない。これはやはり見直しの議論が年間2回あると明記してありますので、このままこういうのを認めてしまうのかどうか。ペイオフの議論でもあした申し上げますけれども、やはりトータル的に、この理事の中に政策財政部長なんかいないわけなんですけれども、そういう交渉を緑寿荘の職員等にただ任せているのかどうか。その点を確認します。

○議長（関根豊君） 答弁を求めます。健康福祉部長北垣欽吾君。

〔健康福祉部長北垣欽吾君登壇〕

○健康福祉部長（北垣欽吾君） お答え申し上げます。

まず借入金の返済につきましては、今年度も14年の9月30日をもって2.3%の金利分についての償還が終了いたします。それから、みずほ銀行につきましても4月10日ということで、今後残ってまいりますのが茨城みなみ農協からの借り入れ分ですが、これらにつきましても事業計画によりまして返済、さらに8,000万円程度の返済をしていく中で、徐々に繰り上げ償還する中で金利の負担を軽くしていくというふうに考えてございます。

それから、金利の変動等につきましては、確かに政策財政部長等が理事等は加わっておりませんが、事業団につきましても、資金管理並びに運用基準という中でペイオフに備えると。あわせて、金利の交渉につきましても、事業団の職員並びに私ども担当、健康福祉部と一緒に協働しながら進めてまいり所存でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。〔「1.65%を何で2.3%認めちゃうの。交渉してよ」と呼ぶ者あり〕今後そのように交渉いたします。〔「認めないでください」と呼ぶ者あり〕はい。

○議長（関根豊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関根豊君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日の本会議は、議事の都合により午前10時より開議し、一般質問を行います。
御苦労さまでした。

午後2時19分散会

○

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署名議員

同